

ミルク・おむつ代 等の購入費を助成します！

〈通常チケット〉第1子、第2子のお子さん1人あたり月額

3,000円

〈多子世帯用チケット〉第3子以降のお子さん1人あたり月額

5,000円

第3子以降増額、
対象年齢拡充は

6月からスタート



瀬戸内市では、3歳未満のお子さんを養育する世帯に対し、市内協力店舗においておむつやミルク等を購入できる「すくすくチャイルドチケット」を交付しています。

〈通常チケット〉

- 助成対象乳幼児 瀬戸内市内にお住まいの3歳未満のお子さん
- 申請できる方 助成対象乳幼児と同居している方で、現に対象乳幼児を養育している方
- 助成額 お子さん1人あたり 月額3,000円（1,000円分のチケット×3枚）

〈多子世帯用チケット〉

- 助成対象乳幼児 瀬戸内市内にお住まいの3歳未満で第3子以降のお子さん
（第3子以降とは、同一世帯で養育している18歳未満の子のうち最年長を「第1子」として数えた場合の3人目以降の子です）
- 申請できる方 助成対象者と同居している方で、現に対象乳幼児を養育している方
- 助成額 お子さん1人あたり 月額5,000円
（1,000円分のチケット×2枚+通常チケット3,000円）

*チケットは、原則、申請のあった月の翌月分から同年度3月分までをまとめて交付します。

*年度の途中で満3歳の誕生日を迎える場合は、誕生日の属する月までのチケットを交付します。

◇申請方法 次のいずれかの方法で申請書をご提出ください。

- ① 窓口へ持参
 - ・こども家庭課(市役所本庁舎西棟1階)
 - ・牛窓支所
 - ・裳掛出張所
 - ・長船支所
- ② 郵送(こども家庭課宛)

*既にチケットの交付を受けている方は、年度ごとの申請は不要です。

詳しくはホームページへ！



- ◇助成対象用品 ① 育児用ミルク(粉ミルク・液体ミルク)
 (R6.4.1 時点) ② おむつ用品
 (紙おむつ・布おむつ・おむつカバー・おむつライナー・トレーニングパンツ)
 ③ おしりふき
 ④ 授乳パッド

※今後増減することがありますので、ご使用前に市ホームページをご確認ください。

◇使用できる店舗(地区別五十音順) R6.4.1 時点

登録店舗名	店舗住所	
ゴダイドラッグ 牛窓店	牛窓町牛窓4537	<p>～瀬戸内市すくすくチャイルドサポート事業協力店～</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>すくすくチャイルドチケット</p> <p>登録店舗</p> </div>  <p>★チケットの使用について ・チケットは1か月ごとに使用期限があります。 ・おつりは出ませんのでご注意ください。</p> <p>※このマークの掲示のある店舗で使用できます。</p>
ザグザグ 邑久店	邑久町豊原86-1	
ディスカウントドラッグコスモス 邑久店	邑久町尾張123-1	
ホームプラザナフコ 瀬戸内店	邑久町豊原126-1	
ゆめタウン 邑久店	邑久町尾張268	
ザグザグ 長船店	長船町服部387-1	
山陽マルナカ 長船店	長船町服部390-1	
竹原薬局	長船町土師112-5	
ディスカウントドラッグコスモス 長船店	長船町土師220-1	
ホームセンタータイム 長船店	長船町福岡1165-1	

※今後増減することがありますので、ご使用前に市ホームページをご確認ください。

◇注意事項

- 助成対象乳幼児の育児用品以外は使用できません。
- それぞれのチケットには使用期間があります。使用期間前や経過後のものは使用できません。
- おつりは出ません。
- チケットは紛失されても再発行できません。
- 瀬戸内市外に転出される方は、チケットをこども家庭課まで返還してください(郵送可)。

※第3子以降のお子さんがある場合は、対象乳幼児のご兄弟が世帯から外れる場合も返還をお願いします。

- 住所や氏名、世帯等に変更がある場合は、「すくすくチャイルドチケット申請事項変更届書」を提出してください。

■問合せ先・申請書提出先

瀬戸内市 こども健康部 こども家庭課
 〒701-4292
 瀬戸内市邑久町尾張 300-1
 市役所本庁舎西棟1階
 TEL:0869-24-8004